

# <記入例>

様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

豊川市長 殿

届出者 住所

氏名

連絡先

※届出者と担当者が異なる場合は、担当者氏名及び連絡先の記載を欄外にお願いします。

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：〇〇クリニック 用途：医療施設(内科) ※裏面 誘導施設一覧を参照

所在地：豊川市諏訪〇丁目 1-1

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和〇〇年 〇月〇〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

平成〇〇年〇月に取り壊し予定である。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

担当者：〇〇 〇〇

連絡先：080-〇〇〇-××××

## 誘導施設一覧

- 医療施設：医療法第 1 条の 5 に定める施設のうち、「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする施設
- 保健センター：市民の健康の保持及び増進を図るための施設（豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系高齢者施設：老人福祉法第 5 条の 2 の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設（老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活支援事業、複合型サービス福祉事業）
- 通所・訪問系障害者福祉施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条の事業のうち施設入所支援を除く事業を行う施設  
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う障害福祉サービス事業）
- 子育て支援センター：子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設（豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系障害児福祉施設：児童福祉法第 6 条の 2 の 2 ②から⑥に定める施設
- 幼稚園、保育所等：学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業及び事業所内保育事業を除く事業
- 図書館：図書館法第 2 条に定める施設
- 生涯学習センター：地域における實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行うとともに、市民の交流及び地域活動の発展に資する施設（豊川市生涯学習センター条例に定める施設と同等の施設）
- 大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法の第 2 条、第 3 条 1 項、大規模小売店舗立地法施行令第 2 条に定める施設
- 市役所：地方自治法第 4 条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設
- 支所：地方自治法第 155 条、豊川市支所設置条例に定める施設